

「第7回リニア発生土置き場計画審議会」議事録

1. 開催日時

令和6年2月24日（土） 13:30～16:40

2. 開催場所

中公民館 3階大ホール

3. 出席者

審議会委員：三井栄会長、富田啓介副会長、大畑孝二委員、岡本秀範委員、小栗幸弘委員、籠橋まゆみ委員、瀬瀬久美委員、杉本裕明委員、鈴木秀和委員、武田康郎委員、田中清仁委員、能登香都代委員、吉田泰規委員

御 嵩 町：田中克典企画調整担当参事、山田敏寛企画課長、澤田勇介リニア対策係長

4. 審議記録

（三井会長）

それでは定刻となりましたので、ただいまより第7回御嵩町リニア発生土置き場計画審議会を開催いたします。3連休の半ばかつ非常に寒い中お集まりいただきましてありがとうございます。着座にて失礼いたします。初めに事務局から配付資料の確認をお願いします。

（澤田係長）

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。①次第、②資料No.1第6回リニア発生土置き場計画審議会議事の振り返り、③資料No.2答申（素案ver4）でございます。あとは委員の皆様のみになりますけれども、討論の参考として答申（素案ver3）に対する委員からのご意見を配布しております。資料に不足等ございましたら事務局にお声掛けください。

（三井会長）

続きまして、委員の出欠状況につきまして、また会議の成立状況につきまして報告をお願いいたします。

（澤田係長）

本日の出席状況をご報告します。現在総委員数は14名で、出席委員は13名です。梅内委員が欠席でございます。規定により全委員の過半数以上でありますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

（三井会長）

それでは議事に先立ちまして事務局から注意事項等をお願いいたします。

（澤田係長）

報道機関の皆様をお願いいたします。動画や写真の撮影、録音はここまでとさせていただきます。ご協力よろしくをお願いいたします。傍聴者の皆様におかれましても同様に撮影や録音はご遠慮ください。また、議事の批判や拍手等による賛否の表明は禁止となっております。静粛な傍聴にご協力をお願いいたします。委員の皆様におかれましても、マイクを通してご意見等をお伝えいただきますようよろしくお願いいたします。

（三井会長）

では議事1「第6回審議会の振り返り」に入ります。事務局からご説明をお願いいたします。

(澤田係長)

資料No.1「第6回リニア発生土置き場計画審議会 議事の振り返り」をご覧ください。こちらにつきましては第6回審議会にて委員の皆様からいただいた意見等を集約抜粋したものになります。適宜討論の参考にしていただければと存じます。以上です。

(三井会長)

こちらにつきましては討論の参考にといことですので、次の議題「答申の取りまとめについて」に移ります。討論に先立ち、事務局から取りまとめ結果についてご説明をお願いいたします。

(澤田係長)

第6回審議会以降、委員の皆様には事務局の素案に対する意見を2回いただきました。短期間でのご意見の作成、誠にありがとうございました。本日ご用意させていただきましたのは、先に展開した直近の「答申（素案ver3）」に対する委員の皆様のご意見を事務局で反映させていただき、「答申（素案ver4）」になります。こちらを基に討論、最終形として取りまとめをよろしくをお願いいたします。簡単に内容を説明させていただきます。

(田中参事)

それではお手元の「答申（素案ver4）」について簡単にご説明をいたします。まず、考え方として、1. 要対策土について、2. 盛土計画について、ページ番号でいうと1～2ページになりますが、こちらにつきましては、既に全員一致で答申の方向性、つまり内容が決まっております。その中で、要対策土の検査精度の向上対応について、盛土計画の適切な施工管理に対していただいた具体的な意見をつけております。

続いて2～3ページにわたる、3. 発生土置き場（盛土）計画地と環境保全について、これにつきましては、委員の皆様のご意見が分かれているところでありまして、答申の方向性、つまり内容が決まっております。前回の審議会でご発言のあった通り、この審議会はJR東海の計画を受け入れるのか、受け入れないのか、そこを議論して結論を出そうということであり、委員の皆様のご意見が分かれているところもこの部分でございます。従いまして、限定的な受け入れを含め、やむをえないとして計画を受け入れるとするのか、計画の受け入れは認めないとするのか、大きく二つに分かれる意見をはっきりさせ、いただいた意見を、それぞれしっかり書かせていただきました。その上で、結論については、審議会として一つの結論を出せることが望ましいのではないかと考えまして、両方で共通している部分は強調し、受け入れがやむをえないとしても、JR東海との協議交渉は強い姿勢でしっかり求めながら臨むべき、といったご意見も踏まえまして、そういった方向性で書かせていただきました。説明につきましては以上です。

(三井会長)

ありがとうございます。委員の皆様、短期間でご確認と意見のご提出ありがとうございます。踏まえて、「答申素案ver4」をもとに討論を進めさせていただきます。まず何かご説明や、この答申案につきましてご意見ある方は、挙手をお願いいたします。

(鈴木委員)

各委員からの意見書は、傍聴の方には渡ってるんですけど、渡っていない、分かりました。実はこれ読んで、非常にわかりにくいのが、章立てがしてないんですね。特に「3. 発生土置き場（盛土）計画地と環境保全について」について。どこからどこまでがどういう構成なのかというのがすごくわかりにくくて、私の意見書を見てもらうと、基本的に全部番

号を振ったんですよね。どこからどこまでが①の意見で、どこからどこまでが②の意見で、それを踏まえてどういう書き方をしたのかっていうのを、番号を付したつもりだったんですけど、残念ながら番号を付していただいてないんで、探すのがすごく大変なんですけど。一つだけ、意味がちょっとわからなかった部分があるんで、そこだけ確認させてください。7ページ、「例えばJR東海が保全策と提案している移植・播種に頼った保全策でなく、多くの開発事例で実施され、前例のある回避・低減を伴う保全策を提案し、JR東海に履行を求めるといったことである。」と書いてありますが、この保全策を提案するのは、誰になるんですか。

(三井会長)

ご回答お願いします。

(田中参事)

今いただきました意見、まず一つ目の章立てのところ、わかりづらいというご意見をいただきました。一旦、意見を受けまして全部入れたもので用意してみたのですが、この答申書という内容からして、入ることによって逆に、順番がちょっと複雑になりすぎる、というところがありましたので、形式的な話ではあるんですが、こういったすっきりした形がいいのでは、という判断でこのままにしている状態でございます。続きまして、7ページのご質問のところですが、こちらにつきましては、主語ですが、提案するということ、これは御嵩町からこういった多くの開発事例など、そういったものがあるところをJR東海に対して提案する、そういった書き方になっております。

(鈴木委員)

今までの説明だと違うんじゃないですか。JR東海にもっとそういう保全策を検討してもらってという話じゃなかったでしたっけ。御嵩町で提案できるならいいんですけど、僕の理解は、JR東海が多くの開発事例、前例のある回避・低減策を伴う保全策を提案し、自ら履行していくっていうことかなと思ったんですけど。御嵩町が提案するということでもいいんですかね。

(田中参事)

JR東海の今の計画としては、回避・低減ではなく、移植・播種で行うということで、あとはこの計画で行うという形で出ている状態です。それに対して、JR東海の回答を待つのではなく、御嵩町からそういった事例の回避・低減っていう策もあるんじゃないか、というところを提案して、そういうのも考えていただくことを求める、ということで書いております。

(鈴木委員)

御嵩町が提案するということであればいいんですけど。単に、回避・低減を伴う保全策を考えろ、という提案の意味じゃなくて、具体的に提案するという意味ですか。そこまで御嵩町でやるという意思表示であれば、それはそれで構いませんが。

(田中参事)

今回こちらに書いてある、多くの開発事例というのを調べる中で、こういったものができるんじゃないか、というのは出していききたい、協議・交渉の中で伝えていく、ということで書いております。

(三井会長)

鈴木委員よろしいでしょうか。その他よろしいでしょうか。岡本委員お願いします。

(岡本委員)

今のところですが、意見提出した通りに置き換えていただきたいというのが私の意見です。つまり、今の議論では町がそういう改善を要求するということなのでしょうけれども、(私が意見として)書きましたように、国際的などという話からこれ続いてきているので、国際的な保全の標準、それからベストプラクティスに基づいた具体的なアクションプランを提示するように町が要求すべきだと思います。それ以降も意見書に書きましたように置き換えていただきたい。環境に配慮した持続可能な代替案を求めて協議すべきであるということです。以上です。

(大畑委員)

ちょっと確認したいんですけど、答申書は、もちろん事務局の方でいろいろまとめられたとは認識してんですけど、これは審議会で委員から出た意見を単純に客観的な立場としてまとめただけなのか、町としての考えがこれには反映されているのか。先ほど、町として保全策もやると言われたから、どうなのかなと思ったんですけど、そのところを教えてください。

(三井会長)

ご回答いただけますか。

(田中参事)

答申の素案は、皆様の意見、それぞれ踏まえまして、その意見をもとに、こういった考えができるんじゃないか、というところを一つの案という形でまとめたものでございます。

(大畑委員)

特に、埋め立て容認ということになってるんですけど、これは町の意向だという理解の上で議論した方がいいのか、もちろん埋め立て賛成の委員もいらっしゃったから、その意見が一定数いて客観的にまとめたらこうなったという文章なのか、町として埋め立て容認、という認識でいるってことなのか、ちょっと教えてください。

(田中参事)

いただいた意見の中で、意見①、意見②というところで前回の「答申(素案ver3)」にて確認させていただきました。それについての委員からのご意見を見させていただきまして、こういったまとめになるのかなという判断でこのような形の素案として出させていただいたということです。なので、この審議会の皆様の意見を踏まえての答申案となります。

(大畑委員)

ということは、町として、容認するとか、ぜひ受け入れたいとか、そうではなく、皆さんの意見を客観的に事務局として受けた文章だということで、特に町の強い意向が出てるということではない、ということで議論すればいいですか。

(田中参事)

はい。あくまで審議会のものでありますので、審議会の意見として、こうではないかと考え、作成しております。

(富田副会長)

今の大畑委員の意見も踏まえて、少し述べさせていただきたいと思います。審議会で出た意見をそのまま包括してまとめるということだと、これは前回の審議会の最後でも言ったことですが、包括するということは、両方の意見がある中で片方だけ記すということではないと思うのですよね。例えば7ページ目のところで、「受け入れはやむをえないものとする」というような表現がありますけれども、これについて、受け入れをやむをえないという意見を出している委員はもちろんいらっしゃるんですけども、そうじゃない委員もたくさんいらっしゃいますので、これはまとめたものというふうにはちょっと言い難いかなと私は感じております。このままですと、賛成しづらいものになってしまいます。以上です。

(三井会長)

ありがとうございます。岡本委員何かございますか。

(岡本委員)

やはり慎重あるいは回避するという意見の方が多いわけですね。ですから、そういうことを考えると、受け入れるというふうになっていく、その論理の組み立てがよくわかりません。ですから、多数決でこれ最終的に決めるのか、そうでないなら、全員が納得できる答申案でないと認めることはできないです。

(三井会長)

はい、ありがとうございます。小栗委員ご意見お願いいたします。

(小栗委員)

受け入れをやむをえないとする、今、岡本委員が言われたように、一方の結論に行くのが、どうも私も理解できないんですね。どうしてこういう方向性になってしまったのか、ちょっともう少し考えさせてください。

(三井会長)

ありがとうございます。籠橋委員、お願いします。

(籠橋委員)

私は意見というより文句を書いただけなんですけど、候補地Aについて、JR東海が全て取得しているわけではないですね。御嵩町の協力がなければ、埋め立てはそもそもまだできないはずだと思うんです。それを、もう土地を取得したからやむをえない、というような書き方になっているのがすごく気になります。それから、候補地AもBも両方とも埋め立てても良いという意見なのか、候補地Bについては、極力避けるべきで、候補地Aについてはやむをえないと言っているのか、この辺の書き方がちょっと曖昧なところが気になります。それから、この法的にどうこうっていうところも、これ答申案に私は入れるとJR東海が気の毒かなというふうに受け取って読みました。今時、JR東海のような大企業でなくても、どんな零細な事業者であっても、地元から自然を守ってほしいっていう要望が出されたときに、全く無視するような会社は一つもないですよ。それなのに、法的にJR東海の土地なんだから、地主が何しようとする法的には勝手なんだ、という書き方をしすぎていると思う。あと、行政サイドも人様の土地だから保全に口出しはできない、というようなことをあんまり書きすぎたら、これ交渉の場でJR東海が自らそう言ったならしょうがないんですけど、こちらからあんまりそういうことを言うと、JR東海が気の毒じゃないですか。すごく何かレベルの低い会社に見えますけど。JR東海が地主だから、どのようにしたって勝手だ、と言ってるみたいで。あんまりこういうことを答申案に書かない方が私は上品かなと思いました。

(三井会長)

はい、ありがとうございます。続いて能登委員お願いいたします。

(能登委員)

私はですね、前回の答申案を簡単にまとめたものところで詰まってしまったんです。なぜかといいますと、前回の結論ということで、町はこの地が湿地生態系の価値を有し、生物多様性を保全する上で重要な場所であることを認識し、未来に向かって環境教育や地域学習、地域づくりの場として、JR東海の協力や有識者の助言を得ながら町民や地元住民が参画しやすい保全方法を検討すべきである、というこの文章を読んだときに、あれ、これどっかで読んだなと思ひまして、振り返ってみますと、御嵩町環境基本計画第3次改訂版に同じような文言が書いてありまして、そして、ここには、2021年までの5年間に環境基本実施計画を実現するための取り組みです、と書いてあるんですね。本当に私だけの考えなんですけど、2020年11月の議会報告のところに、前町長のことで申し訳ないんですが、「現在、この件に関しては全く動きがない状態である、JR東海側から新たな提案があり、考えなければならない状況になれば報告していく。」という議会報告がしてありまして、そして、それから約10ヶ月後、2021年9月に、消極的賛成ということを打ち出しされました。全く逆のことを言われましたので、そうすると、私の穿った考え方もしれませんけど、2021年で「自然と共生、歴史・文化、未来に引き継ぐ里山のまち御嵩」っていうのが終わります。この時点で、当時、JR東海が里山計画に対して町にお金を出してやっていくから、残土を受け入れてくれてというような、そういう計画があったのではないかなっていうふうに、この時系列でいくと。そういうことがあったのであれば、フォーラムも、この審議会も意味がないな、というふうに思ってしまった。これは私だけの本当に馬鹿な考えかもしれませんが。答申書も、候補地A、Bの受け入れ前提での意見の作り方というふうに感じてしまい、私はどうしても手がつけられなくて、申し訳ありません。私は、両方とも守っていきたくて、A、Bを埋め立てしないでいただきたいなっていうのが私の考えでしたので、(意見書は)出してありません。出したのは、ここに書いてないことをお願いしましたけれども、それは今日の審議会で話をしてくださいっていうことであつたので、また時間があればお伝えしたいと思います。

(三井会長)

事務局の方から今、能登委員が途中でおっしゃられたことに対して何かご回答はございますか。

(田中参事)

先ほどJR東海と町の間で、JR東海がお金を出して、というような話があるのではないかと、という話をされたと思うんですけど、そういうのはないので、あくまでもこの計画の経緯というのは、第2回審議会の場で皆さんにお伝えしてきた通りで、あれが全てで始まっております。それから今に至るところが事実ですので、それ以上のことはない、というところだけははっきりさせておきたいと思ひます。

(三井会長)

ありがとうございます。瀬瀬委員、今回の答申案につきまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(瀬瀬委員)

それでは私から皆さんの意見を聞きたいという思ひがあるんですが、実は町長の考え方っていうのは令和5年9月14日の御嵩町議会第3回定例会一般質問の答弁で、「重要湿地の保全については、審議会の中で審議される部分であり、守るべき範囲、やり方、運用方法などの

詳細部分について審議の中で審議をしてもらいたい。」、そして、令和5年11月19日の第1回審議会にて、町長が挨拶の中で、「私はゼロベースで地元と対話をし、地元の理解、合意を得てJR東海と協議していくということを公約に掲げさせていただきました。」という発言がございました。それと、「今後のJR東海と町の協議の内容が、皆様にご理解いただき進められるよう、様々な視点から話し合い、それぞれの立場で意見を出し合って解決に向けて」ということとございます。それから第2回審議会で、全否定であればちょっと駄目ですよ、という趣旨のことを言われたわけですが、町内の審議会、様々な意見を集約するため組織枠を設けまして、それぞれの立場の方から意見を伺いたいと審議会を設置されたわけとございまして、この審議会に組織推薦で出席されている委員の方は、町長が求める、組織としての意見を述べていただいておりますか、ということをお聞きしたいというふうに思います。私としてはですね、「上之郷地区リニアトンネル残土を考える会」の推薦ということで、会の代表として意見を述べてきておられるわけですが、この審議会のメンバーは、それぞれの組織から推薦ということでございますので、その意見というのは組織の意見ということで理解をされているのか、またそれはきちっと発言をされているのかということをお聞きしたいというふうに思います。

(三井会長)

ありがとうございます。今、瀬瀬委員からの問いかけがございましたが、何か追加で皆様の方からご発言ありますか。よろしいですか。それでは、鈴木委員、先ほど質問はされたんですけども、答申に対するご意見ということで何かございましたらお願いします。

(鈴木委員)

籠橋さんもおっしゃった通りなんですけど、候補地Aについて、JR東海の所有ですから、こちらから意見はできない、ということに対して、候補地Bは町有地だから、町が判断して駄目なら駄目って言えばいいじゃないかという簡単な論理も成り立ちます。今までいろいろ意見①、②といろいろ書いてありますけど、賛成・反対、これはどうしても両極端が出てきます。それを一つにできるのかといわれると、正直、大変難しいだろうなと思うんです。二つ両方極端な意見があるのをどうしたらいいかって考えると、これから町長が、この答申の意見を受けて交渉するにあたって、AもBも駄目です、という答申を出すと、それはもう交渉が多分できない、それは間違いないと思うんですよ。もうそれが全て足かせですから、交渉はできない。したがって、駄目という意見もたくさんありました、しかし、やむをえないという意見もたくさんありました、両方あったんですけど、一方にまとめられないので、良いとは言っていないけど駄目とも言えない。町長の裁量にそこをもう任せるしかなくなってきたんじゃないのかな。だから、足かせをつけちゃいけないんで駄目と言えない、だからと言って良いと言ってるわけじゃないですよ。良いと言ったら、良いとなっちゃいますから。そうじゃないんです。けど、両意見を真ん中にするわけにいかないの、要対策土は駄目ということで、それは条件に答申としてつけたと、健全土については、両論あるので、それは、いろんなことを町長に判断いただいて、意見の中身も見てもらって、JR東海と交渉する中でお願いをします、ということしかないのかなという気がします。この前、考える会の会長の言葉が新聞にも載っていたんですけど、「あとは町長の決断と交渉力、地元寄り添うという公約を守れるか注視したい。」ということでしたので、この審議会で多数決というのも変な話ですので、両論きちっと書いて、受け入れもやむをえない、というのもちょっとおかしな話なんですけど、そういう意見もあった、駄目という意見もあった、という中で町長の裁量に任せるというふうにしか書けないのかなという感じがします。

(三井会長)

ありがとうございました。続きまして田中委員、ご発言をお願いします。

(田中委員)

僕がこの審議会の最初のときに発言させていただいた中で、この会は、リニアに反対する会ではないですよ、ということを最初に確認のために聞いたんですけど、そのとき皆さんはリニアには反対ではない、と一致してたので、残土をどうするかだけです、ということ、最初に僕は言った覚えがあるんですけども、そうしたら、そうだ、ということだったと思います。今回、リニアも場所を変えるわけにもいかないですし、すでにトンネル工事も進んでるわけなんで、経路を変えるわけにいかない。必ず発生土が出ると、それを盛土として受け入れるかどうか、ということが一番の課題だったんですけども、要対策土は受け入れないと決まりましたし、あとは受け入れる場所がどうなのか、ということ。受け入れないという選択肢もあるんですけど。そこで、候補地AはJR東海の土地だからということで、先ほどからいろんな意見があるんですけど、法的にというのはおかしい、という話もあるかもしれないんですけど。基本的には、要望はできるかもしれないんですけど、現実的に考えて、それを止めることはできないのかなと、そう思います。審議会も、反対と言うことよりも、どのように自然環境を保護していくかとか、どうしたら解決できるかっていうところを考える場所だと僕は常々思っているんで、反対と言っているだけでは何も進まないんで、受け入れ反対だけではなく、その解決策を導き出していく努力をするのが一番じゃないのかなというふうに思ってます。

(三井会長)

ありがとうございます。吉田委員お願いいたします。

(吉田委員)

先ほど瀬瀬委員がおっしゃられたことについて、私も安全協議会から選出されて来ているんですけども、私の意見としては、私個人の意見が強いところがあって、安全協議会の中で何か話し合ってきた意見をお話しさせていただいているわけではないです。安全協議会の意見を聞けば、候補地Aも候補地Bも盛土してほしいという回答になると思いますが、私は私個人のこれまでの経験であったり、この委員会で伺った意見を総合しまして、発言させていただいております。最初に、委員を委任していただき集まったときに、事務局の方から候補地Aは、すでにJR東海が用地を取得したという話を伺いまして、最初、私は候補地Aについては何を議論するのかなっていうことを思いました。私のこれまで建設に携わってた経験からしますと、候補地AというJR東海が用地を買った場所について、盛土反対の表明はできるかもしれないんですけど、すでにJR東海が取得している時点で、もうそこは盛土されるものである、ということ、最初に思いました。候補地Bにつきましては、環境の問題もありますが、ゴルフ場の堰堤の話もあるので、将来的には盛った方がいいんじゃないか、ということも私も思っております。ただ、この意見というのは、多分私しか表明していない意見であり、この場の委員各位にそれぞれ考え方があってと思うので、この意見を通そうっていうふうには思いません。ただ、各々の委員にそれぞれの意見がある中でなかなかこの委員会としての意見は、まとまりがつかないと思いますので、私もどうしていいか分からないんですが、最終的に今日、意見がまとまるようにアイデアを出していかないといけないのかなと思っております。以上です。

(三井会長)

ありがとうございます。本日、梅内委員がご欠席なんですけれども、梅内委員のご意向はご確認いただいていると伺いましたが、事務局からお伺いしてもいいですか。

(田中参事)

皆様にお配りしました、答申に関する意見として梅内委員から意見はいただいております。「答申書のVer.3を見て、特に修正はなく会長に一任します。」ということ、「盛土計画については、第6回審議会で意見を出した通り、少しでも安全な方法でお願いしたい、というところで反対はしません。」という内容でご意見をいただいております、この内容でいいですか、というのを事務局の方で聞きまして、この通りです、というご回答はいただいております。

(三井会長)

ありがとうございます。まず御嵩町内の皆様に先にご意見を伺いました。この後、御嵩町以外から選出されている委員の方で、先ほど富田先生にお伺いしましたが、追加で何かございますか。

(富田副会長)

最初にご発言させていただいたのは、包括する意見を書くのであれば、片方だけを掲載しないでいただきたい、ということです。どうやって包括させていくのか、あるいは二つ併記するのか、という難しい話があるかと思いますが、おそらく、受け入れを賛成される側の方も、受け入れない側の方も、その場所の環境の重要性であるとか、そこに関してJR東海も御嵩町も周辺の住民も一緒に守っていくことが望ましいというような考えを持っているところまでは、おそらく合意しているかと思うんです。そういった観点において、私の簡単な意見を出しましたけれども、双方の意見を踏まえて住民の不安の払拭であるとか、生態系の保全ができるだけなされる方向で交渉を真摯に進めてもらいたい、というような書き方をするとということが考えられます。かなりふんわりとした内容になってしまいますが、何とかまとめようとすると、こういう表現にならざるをえないかなと感じているところであります。二つの意見を並べて、鈴木委員がおっしゃいましたように町長がご判断されるというののもまた一つかもしれません。あと、どういった形で最終案が採決されるのか、というところはまだ今後の流れでわからないところではありますけれども、現在の書き方ですと、「審議会は」という、審議会が主語になって受け入れる、という書き方になっていて、これを単純に読むと、審議会の委員は、程度の差はあれ、この内容に納得したんだという理解になってしまうので、そこは少し変えていただくことをお願いしたい。もちろんこれは最後の話ということなんですけれど、もし最後、受け入れるという結論に仮になったとすれば、認めない立場の委員がいた、ということに関してもきちっと明記をお願いしたいと思っております。以上です。

(三井会長)

ありがとうございます。大畑委員からお願いします。

(大畑委員)

私自身は日本野鳥の会の職員ですが、鳥類の専門家として呼ばれて、鳥類に関して、個人の立場で意見を言っています。ただ、組織の人間なので、野鳥の会は要望書も出していますので、現在でも候補地A、B含めて非常に重要なところですし、特にサシバ、ミゾゴイにとって貴重なところなので、まずはしっかり保全をするというのが第一歩かなというふうに思っています。全会一致で出すのであれば、皆さんの了解を得ている、要対策士は反対します、それからやっぱり重要な地域であるから守りましょう、あと盛土の安全率の計算は大丈夫だということ、これが入るかどうかわからないですけど、それも入れるなら共通で理解できるところを入れて、あとは容認の人たちの考えもあるし、反対もあるので、それは意見として羅列していただいて、こういった意見をちゃんと踏まえて臨んでほしい、という結論、もうそれしかないんじゃないかなと今思っています。以上です。

(三井会長)

ありがとうございます。杉本委員、ご意見の方お願いいたします。

(杉本委員)

僕はこれでいいかなと思っています。前回出てきた答申案ver3は、非常にわかりづらくて、突然、結論が出てくるのでその理由が少し明確でないということと、それから前回私が最後の方で言った、反対だという人の根拠とかそういうものをちゃんと入れること、それは交渉でもちゃんと町長が強くそういうことをお話するべき、という話を私が言ったんですけども、そういう僕の要望が相当程度入っていて、僕の印象としては、むしろ反対する側の人に配慮しすぎたような感じもする表現もありますけれども、僕は基本的には非常に良くなった、分かりやすくなったと思っています。それで、これにも反対している人たちの意見が出てきたんですが、すぐに両論併記っていうのはどうかなって思います。できたら、ある程度みんなが合意してやった方がいいと思います。両方併記すると、いろんな弊害が出てきます。また時間があつたらもう少しお話ししますが、それでちょっと気になったんですけども、反対だと言っている人、受け入れは容認できないと明確に言っている人が今のところ5人ぐらいお見えになります。今、大畑さんと富田さんがはっきり言われなかったのですが、意見書を読んでも、どうしても受け入れる、やむをえないとなった場合には、という条件付きなんでしょうけども、要するに、候補地AとBについて受け入れを認めない立場の委員がいたことをちゃんと記述してほしいと、それを条件に、しょうがないねっていうような書き方をされています。それで、私が思うに、これまで反対する側の人ってお互いに相談されたり情報交換されてきたと思うんです。今回5人のうち2人だけがこういう意見を出されたんですけども、特に富田さん、これは私の要望ですけども、富田さんは副会長ですよ。意見を言うだけでは済まないと思うんです。要するに、まとめなきゃいけない側だと僕は思うんですよ。そうしたら、ご自分でこういうことを書いたんだから、富田さんと大畑さんも協力して、どうしても駄目だと言っている他の3人と少し協議されたらどうなんですか。こういうことを明記するという条件にするのであればいいです、ということであれば、まとまるわけじゃないですか。他の3人が、そんなの冗談じゃない、というんだったら駄目ですけども。まずは、富田さんは副会長なんだから最終局面でこういうことを出してきたわけですよ。富田さんが大畑さんと一緒に、他の3人に対して協議をして、これどうなんですかっていうことをされたらどうですか。少し時間をとって、今でもいいから1回聞いてみたらどうですか。

(三井会長)

杉本委員、そこまでお願いします。

(富田副会長)

副会長の役職については、事務局から言われたことに対して粛々と行っておりますので、また仕事がありましたらおっしゃっていただければと思います。こちらに書いたことに関しては、あくまで私の意見です。他の方にこういうふうにしましょうとか言う権利は私にはありませんし、これは副会長として書いたのではなく、あくまで委員個人の意見として書きました。たまたま大畑さんと同じ内容にはなりましたが、しかも、これを書いて納得します、ということではないんですね。どうしてもこういう結論になってしまう場合は、つまり、どういう決め方をするか分かりませんが、最終的に出されるときに受け入れるという答申が出されるとしたら、全員が了解したわけではないという記録を残す、というのが民主主義的ではないかと思ったので、そのように書いたということでもあります。それ以上でもそれ以下でもありません。

(杉本委員)

これ他の3人はどうなんですか、こんなものは認めない、ということなんでしょうか。

(三井会長)

一旦、今のことに関してのご回答は、皆様それぞれご発言されていますので、追加でご発言がございませうか、という私の質問でいかがでしょうか。既に皆様ご意見いただいております。他の方のご意見をお聞きになられた後、何か追加でご発言ございませうか。岡本委員お願いいたします。

(岡本委員)

今の続きで発言させていただくと、この短時間のうちに、答申（素案ver3）に対する意見がかなり多く出されているんですけど、これほとんど変わってないですよ。ですから、この経緯もちょっと私には理解できないところもあるんですけど。しかも、（事務局からの展開が）半日遅れて、委員の中には、環境フェアに関与してる方が5人程度いらっしゃるわけです。その準備作業など後の予定が詰まっているのに、半日ずっと（事務局からの答申案の送付を）待っているという状態が続いて、意見書く時間なんかほとんど取れなかったような状態ですよ。その間に修正されてきたのはたったこれだけですか。それについての説明が何もないというのはおかしいと思います。それとですね、今の流れで言いますと、本日出された答申（素案ver4）に対する意見ですけども、これを受け入れろと言われても、受け入れられないですよ。今の流れでいうと、受け入れるという表現、それに関連したところを全部外してください。それで考えます。そうじゃないとこれは前に進めないと思います。以上です。

(三井会長)

ありがとうございます。武田委員ご意見を伺っておりませんので、お願いします。

(武田委員)

議論がどんどん発展していく、深いところへ入っていくので、どこでどういうふうに発言していいのかよく分からなくなっておるんですけど、まず、我々は答申案をまとめるのが使命、担った課題、というふうに思っています。審議会は14名で構成されていますから、極端な言い方をすると、元々主張だとか論点だとか考え方の違いみたいなものもあって、極論すると、14通りぐらいの意見が出てきてもおかしくはない。最初は特にこういうテーマでしたから、賛否が大きく分かれて、いろんな意見のやり取りもあったんですけど、6回にわたる審議を経て、大体の意見は出尽くしたな、というふうに私は思ってて、何とかそろそろまとめる方向での議論にしていだけないかな、というのが最初に思ったこと。それは今日のこの審議会の最初の議論ですが、JR東海に対して、移植・播種だけではなくて、こういうような保全の方法があるんじゃないかということ町が言う、ということに対して、いや、それはおかしいだろう、JR東海から言わせるべきだ、という意見があったんですよ。これは同じことを言っているんですね。要するに、こんな方法もあるじゃないか、あんな方法もあるじゃないか、ということいろいろを調べた上で、JR東海に言っていきたいということをおっしゃっておられる。そういうことを言った上でJR東海から引き出せと言っておられるわけで、つまり、かなり詰まった議論なんですけど、こだわる部分の違いから、そういう意見があたかも違うようなやり取りになってしまっているわけです。なので、求めておるところは何の違いもない、というふうに私は聞き取りましたので、ぜひそういう方向で、これは委員全体に言えることなんですけど、まとめる方向での議論にしていだければありがたいと思う。そういうことの補完のために実は毎回およそ40ページにわたる議事録が出ているわけです。ですから、例えばこの答申案のまとめ方に対して、いや俺はこんなこと言ってないとか、こういう

つもりで言ったんだ、みたいな違いがあったとしても、そこは議事録で補完できる内容に私はなっているというふうに読み取ったわけです。なので、この答申案でいいのかなというふうに私自身は思っているわけです。審議会の答申は、くどいようですが、学術書でもないし、研究論文でもないわけです。皆さんはこだわりを持っておられるところの部分の表現に不十分さはあるのかもしれませんが、町としての答申案をまとめるというところが究極の目的であるというところに立脚していただいて、議論をしていただくことが必要なのかなと思っております。それから、三井会長の方から先ほど御嵩町に住んでいない人と言われましたので、実は私も御嵩町以外の人間ですので、その立場でこの審議会に参加して議論をさせていただいた思いを申し上げたいんですが、町長も変わりましたし、世の中も大きく変わろうとしているわけです。良いか悪いかっていうのを抜きにして。これまでの御嵩町には、表現が難しいんですが、いくつかの負の歴史があったと思います。例えば、亜炭鉱採掘の歴史、外国人強制労働の話、そしてまた、町長が襲撃されるという事件があります。そして、産廃処理を巡るやり取り。これらは全て御嵩町というところから、各地に発信されてます。御嵩町以外の人間は、御嵩町という町をどうやって見とるかということ。今回、また負の歴史を繰り返すようなことは絶対してはならないし、できれば、これから先の御嵩には、誇れるふるさととしての未来を描かなきゃいかんというふうに私は思ってるわけです。そういう観点を付加した上で、答申をまとめていただければ、私はこの審議会に参加させていただいた意義があったと思えるのではないかと思います。

(三井会長)

ありがとうございます。これまでの各委員のご意見を踏まえて、何かございますか。よろしいでしょうか。今、案としては、富田先生の方から少しご助言いただいた、一つの案にまとめるとしても、反対があったということをごきちんとして明記する、という意見があるんですけども、その形で一旦まとめさせていただくというところは、皆様いかがでしょうか。

(鈴木委員)

正直言うと、先ほどもらったばかりで誰もじっくり読めてないと思います。少し読むと、「やむをえない」というのは1行あるだけですよね。それ以外は、先ほど杉本さんが言われたように、意外と反対の方の意見も尊重しつつ、という言葉遣いが多いんですけど、7ページ中段の「そのうえで」というところまでは、両論が書いてあると思うんですよ。「そのうえで、候補地Aへの健全土の受け入れは、これまでの経緯等もあり、やむをえないものとする。しかし、それは無制限な容認ではないことを明確にすべきである。」とあります。まさに、ここだけですよね。

(大畑委員)

もう一か所あります。同じ段落の最後。

(田中参事)

「受け入れもやむをえないとした審議会の苦渋の決断を・・・」というところです。

(鈴木委員)

言葉からいえば、もうこの部分をどう書くのか、ということぐらいで、あとはもう明らかに両論きちっと書いてあるんですよ。ここを、もうちょっと納得できる言葉遣いにしてはどうなのかと思うのですが。おそらく、駄目だという足かせをかけるわけにはいかないと思うんですよ、交渉にあたって。だから、そこはある程度フリーハンドにしてあげないと、交渉する立場としたらつらくなってしまうので、駄目だっていう結論を書くのはちょっと難

しいかなというふうに思っています。だから、「やむをえないとする」っていう表現が2回出てくるんですけど、この辺もう少し文章を読んで皆さんで考えてみたらどうですか。

(三井会長)

ありがとうございます。今のご意見も踏まえて、回答の方ございますか。

(田中参事)

確認を一つよろしいでしょうか。審議会委員の皆様から今、ご意見を伺いまして、鈴木委員も言われた、「やむをえない」というところについての判断はどうか、というところは皆さんの方からお聞きしまして、あと残り小栗委員からは、先ほど議論のところ、ちょっと考えさせてください、ということにして、そのところ伺ってなかったのですがどうでしょうか。

(小栗委員)

今、鈴木委員から、「やむをえない」とするところの表現、ここに加えて、それぞれ皆さんの立場がどうであるか、というところをつけ加えたらどうかと思うんですが。この審議会の雰囲気はどれぐらいの人数で反対だとか賛成だとか、町長にしてみれば雰囲気がわかるんじゃないですか。

(三井会長)

町長にはこの状況は、事務局から滞りなくきちんとお伝えしております。

(小栗委員)

僕はその数字を入れて表現したほうが伝わりやすいんじゃないかなというふうに思いました。

(三井会長)

ご意見ありがとうございます。ただ一旦ちょっと数字を入れるということは今回、憚れると思いますので、その提案は重々承った上で事務局から町長にはお伝えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(杉本委員)

今、鈴木さんの意見とか、他の方の意見でちょっと近づいてきたと思うんですよね、お互いの歩みが。私は、前回の案では、「容認」という表現、それに近い言葉だったので、こんなものはいくら何でもよくないので、これだったら反対します、と言ったと思うんです。それで、多分そういうこともあって、他の方も反対をして、「やむをえない」という言葉を入れられたと。さらにその「やむをえない」っていう場合に、これは、仕方がないという諦めではないんですよね、僕はそう読みました。だから、これを基に事務局はちゃんとキャップをかけて「しかし、それは無制限の容認ではないことを明確にすべきである」という、これは簡単にいったら、「やむをえない」と言うことによって、タガが完全に外れたんじゃないですよっていうことを、もう一回念を押してキャップをかけているんです。多分そういうことでしょ。結構これは高等な文章表現で、逃げてるわけじゃなく、きちんとキャップをかけたんですよ。だから、これで町長にいろいろな立場でいろいろ言われて、しょうがないよね、と言わせないような意味だと僕は思うんです。もし他の委員が、やむをえない、つまり簡単に認めるわけではない、ということをごきちんと反対の立場から言わせたいのであれば、それに近い言葉を何かお考えになったらどうですか。まずはこういう表現しかないと思うんです。それでも何かもう少しキャップをかけたいんだったら、お考えになったらどうですか。僕は、

この「無制限な容認ではないことを明確にすべきである」というのは非常に重要な言葉だし、それから、この審議会がここまで苦勞して議論している、ということは、このフレーズの最後のところ、「受け入れもやむをえない」、ここは「」で、無制限ではないことを強調しているんです。「やむをえないとした審議会の苦澁の決断を、JR東海には深く心に留めていただきたい。」と書いてあるわけだから、これは、これだけ審議会が苦勞して、反対もあって、いろいろもめて最後、こういうふうに言ってるんだ、ということをしつかりJR東海は分かってくれ、ということ言ってるわけですよ。その辺も反対してる方たちは、言葉は結構書いてあると思うんですけど、もうちょっとちゃんと読んであげたらなと思うんです。私が聞いた話によると、事務局の方たちは、ほとんど寝ずに書いたって聞きました。事務局の方たちの苦勞も、もう少し考えてあげたらなっていう気がしますが、何かいい言葉があったら提案されたらいいのかと思います。

(三井会長)

ありがとうございました。まず皆様への展開が遅くなったのは本当に申し訳ございませんでした。それで、なかなか読む時間が取れなかったということも重ねてお詫び申し上げます。ただ、事務局の方々、皆様から出た意見全てをまとめないといけないので時間がかかりました、というところで私の方からお詫び申し上げます。それでは今、少し皆様の意見が近づいた、富田先生からのご提案もあり、方向性としては一つに一旦まとめるんですけれども、そこには反対があったということをしちゃんと明記するという形で、まとめようと思っておりますが、それに関して皆様ご意見いかがですか。

(大畑委員)

先ほど杉本委員から私の名前も出たので、私が文章を書いたのは、皆さんが答申はこれで良いとなって、最後、(反対者が)私1人になったら、それは最後お願いします、という意味合いであって、言葉(反対者がいた旨)が入ればいい(認める)ということではないのをお願いします。それから、「やむをえない」という言葉、違う言葉の表現があればぜひ教えてほしい、考えたいと思うんですけど、これはもう埋め立てを了解した、という話なので、私はちょっと今すぐ言葉が浮かばないんですけど、反対をする人がいました、という内容で案を作って諮るというのは、私は反対です。僕は鈴木委員の考えに近いので、そのラインでまとめられないですか。

(三井会長)

鈴木委員のお名前が今挙がったんですけれども、一つの方向性において反対を、という意見で先ほど鈴木委員は、それでも、、、、というお話だったんですが、そのあたりはいかがですか。

(鈴木委員)

言葉としては、これで正直いいと思うんです。根がどういうことか、ということだけだと思うんです。そこは十分に伝わるとすれば、決してこれ、受け入れていいよとは言いませんので。ただ、受け入れちゃ駄目って書くと、交渉ができないから、という意味でこういう書き方だというふうに理解しています。あとは、町長において、本当に町民の思いを背負って対峙し、頑張ってもらいたい、というふうに言うしかないのかなと。だから、答申としては、もうこの言葉遣いでやむをえないというふうに思っています。

(三井会長)

ありがとうございます。

(大畑委員)

そういうことだったら鈴木委員に賛同しないです。これ普通に読んで、埋め立て容認というふうに大半の人は読むと思いますが、鈴木委員は、これを読んで埋め立て容認ではない、という理解でいいんですか。

(鈴木委員)

容認してるとは思ってないです。

(大畑委員)

僕の理解力が無いのかな。最初の案のときは、これはあまりにも、と杉本委員なども思われて変わったわけですが、これってシンプルにいうと、容認してるわけじゃないんですか。反対だけを書くように言っているわけではないんです。両方の意見がありました、答申の中身として、結論が二つあると何かおかしいということではなければ、意見として二つありました、と書くしかない。

(鈴木委員)

そういう意味じゃなくて、両論意見がありましたよね。これから交渉に臨むにあたって、駄目という意見を背負っていくわけにはいかないじゃないですか。それを背負ったら、やめるしかないんですよ。それ以外の結果を交渉したら負けになっちゃうわけですよ。駄目って書いてしまったら、町長は駄目の交渉しかできなくなるじゃないですか。

(大畑委員)

だから、両方あればいいんじゃないですか。

(鈴木委員)

だから、まさに両方書いてあるんですよ。どう読んでも両論書いてあるんですよ。僕は両論書いてあると思います。

(大畑委員)

これ両論ですか。意見としてはもちろん両論ですよ、しかしこれをまとめると、候補地Aへの健全土の受け入れは、これまでの意見もあり、やむをえない。これは、土を入れるのは認めますということじゃないですか。

(鈴木委員)

さっきの意見の通りで、決して容認の文章とは僕は思ってない。答申ですので、こういうふうに臨んでください、ということだと思っています。駄目って言ったらもう道がないですよ、答申にA、Bとも駄目ですって書いたら、もう交渉の余地がないわけです。だから、決して良いわけじゃないけど、駄目という意見もたくさんありますというところをお願いします、という答申なのではないかと思っています。

(三井会長)

ありがとうございます。富田先生からも、先ほどの反対側の意見を文章に加えるというところ、いかがですか。

(富田副会長)

すみません、少し誤解を招いてしまったようなんですけど、大畑さんと全く一緒に、反対する意見（の追記）があれば納得します、ということではなく、最終的な結論として、受け

入れるという内容で、この審議会が結論を出すということであれば、最後、審議会全員が納得したわけではないという記録をどこかに残しておいてほしいということであって、受け入れに反対する委員がいたという記録を残せばいいという話ではないです。あと、今の議論の中でやはり、「やむをえない」という言い方は、なんだかんだいって受け入れます、というふうに私も読めてしまいます。ですので例えば、行わないのを原則とするがそれ以外の考え方も含める、といったような書き方であれば、他の言い方もご検討いただけるとありがたいと思っております。

(三井会長)

ありがとうございます。その他、杉本委員お願いします。

(杉本委員)

鈴木さんのお話しにもう少し補足させていただくと、「やむをえない」というのはJR東海の計画を認めたわけじゃない、という意味がまず入ってると思うんです。「それは無制限の容認ではないことを明確にすべきである」という中の「無制限の容認」というのは、これはJR東海の計画のことを指しているんですよね、多分。僕はそう思いますが、つまりJR東海の計画のままでは駄目だ、ということが前提になって書かれてると思うんですよ。これを読めばJR東海も分かると思うんですけど。さっきから鈴木さんが言ってるように、反対、容認できないということを結論にすると、そもそも交渉とか協議の場が設定できませんよね。この答申を出した途端にJR東海は、「はい、ありがとうございます。」で終わりですよ。つまり、駄目だと言ってるもので協議交渉なんかありえませんか。そうすると、反対している皆さんから読むと、非常に曖昧、それから、もしかしたら、全面的に認めたんじゃないか、全部入れられてしまうのではないか、という心配をされてるのかもわかりませんが、いくつかのところでキャップをかけたというのと、そのうえで、いくつかの方法を並べてあると思うんです。町長が完全にフリーハンドでやって、JR東海の言うとおりにやらせないために、いくつかの意見を、反対してきた人たちの意見をもとに書かれてるんじゃないんでしょうか。そういう意味では、結構ギリギリのところを書かれたものだと思うんです。完全に容認側からの意見をまとめてここを書いた、というのではなく、むしろ反対側の意見も相当入れて作った、というふうに考えた方がいいんじゃないでしょうか。そうしないと町長が交渉できませんよ。交渉すれば、例えば今、候補地Bは何とか守れるかもわからないけれども、籠橋さんが一番重要とおっしゃってる候補地Aの真ん中の傾斜地の部分、ここを、交渉に入らなかつたら守れませんよ。交渉に入れば、そこを頑張って町長がいろんな意見を言いながら踏ん張ることができるじゃないですか。それをみすみす、反対してる方たちがそういうチャンスを逃してしまう可能性が非常に大きいと思うんですよ。つまり、交渉できないわけですから。そこのところをもう少し反対する人たちは、考えてもいいんじゃないのかなと思うんですけれども、どうでしょうかね。

(三井会長)

ありがとうございます。まず一旦は、今の杉本委員のご意見というよりは鈴木委員のご意見が、かなり説得力があるのではないかなと思うんですけれども、これから交渉に入っていく上できちんと反対があるということを明記した上で、一本化した方向で書いてはいかがだろうかということも、今、審議会として最終的な結論を出さないといけないということで、これはまだ最後じゃないんです。皆さんにご意向を伺うんですけれども、そこはどうしても皆様、納得いかないと思われませんか。いかがでしょうか。皆様からの反対があったということもきちんと明記した上で一本化する方向にさせていただこうと。これから事務局で文章作っていただかないといけないと思うんですけれども、それはきちんと明記させていただく。

その上で、今回のこの「やむをえない」という言葉がちょっとお気に召さないというのであれば、違う言葉を考えていただくということもあるかもしれないんですけども。

(大畑委員)

私は両論併記なら全然いいんです。反対だけ入れようというつもりは全然ないんですけど。これって意見は両論入ってるんだけど、結論的には両論なんですか。これ既に両論になっているという書き方をされてるんですか。僕はそうは読めなかったから、ちょっとこれはないんじゃないかなと思ったのと、交渉に入れれないと言いますが、候補地Aにだって町有地はあるのだから、基本的にはまず、つっぱねるかどうかは別ですけど、最初の交渉ぐらいは基本的にはこうしてほしい、というスタンスでいっても議論できないとは思わないです。候補地Aにも町有地はあるのだから、という意見です。

(三井会長)

(上之郷地区の)住民代表として、選出されている瀬瀬委員、これまでのご意見を踏まえて答申の方向性に関して何かご意見ございますか。

(瀬瀬委員)

答申としましては、それこそ今、意見が割れておるということであれば、両論ということも不可能ではないかなというふうに思います。だけど、交渉するにあたっては、町長に交渉してもらわないといけなくて、その辺は十分な配慮が必要かなというふうに思います。

(三井会長)

ありがとうございます。それ以外で何か補足はございますか。

(杉本委員)

ちょっと言い忘れたんですけど、今、両論併記という話が出ましたよね。僕もある時点で両論併記を提案しようかなと思った時期があるんです。それで、一案はこうです、二案はこうです、と書くとします。それで、結局、町長が選ぶのは多分、交渉しやすい方だと思うんです。そうするとつまり、AもBも受け入れられないという立場でいろいろ書いた意見というのは、完全に削除になっちゃいますよ。なぜかといったら、両方を採用できないわけですから、町長は、つまりここでいう、意見①の中の入っている部分だけで交渉が始まると僕は思います。なぜかといったら、JR東海から、意見②にもいろんなことが書いてあるけど、それは町が選択しなかった意見だ、と言われたら終わりじゃないですか。そうすると、交渉する段階で、そういう反対意見の中でも非常に良い意見、例えば、代替地の話も含めて、そういう話を持っていけなくなっちゃうと僕は思いますよ。そうならないために、むしろ両論をきちんと書いてあって、反対派の人たちから見れば納得いかないかもわかんないけども、こういうふうにした方が、両論の意見をしっかり伝えて、交渉にもっていけるわけですよ。これを単純な両論併記にしちゃうと、反対派の意見の非常に根本的な話をできない、つまり、町長を縛っちゃうという立場にあると思います。逆に皆さんが困るんじゃないですか。そこをすごく考えると、僕はやっぱりこの案をベースにしたほうが、損得勘定からいっても絶対得だと思うんです。だからJR東海ははっきり言ってこのほうが困ります。両論併記で持ってこられたら、JR東海は絶対、ほくそ笑みます。僕はそう思います。

(三井会長)

まず、現時点では皆様からのご賛成は得られていないということのはっきりしております。ここに明記されていないこと、反対ということがきちんと明記されるような形で結論のどこ

ろを反映するという方向でまとめる、というのにもどうしても皆様が賛成いただけないところなのか、というところはいかがですか。

(岡本委員)

先ほども言いましたけども、これ今日いただいて、今日見たばかりで、もう案を決定することではちょっと時間が足りないと思います。ですから、さっき言いましたように、「やむをえない」という部分でもですね、これ非常に曖昧さを含んでいるわけですね。ですから、ここの表現をどうするかとか、それからさっき言いましたけれども、受け入れ前提で書かれているフレーズがいくつかあると思います。ですから、少しこれ時間を作る方法をちょっと考えていただきたいと思います。

(三井会長)

はい。後ほど20分程度、時間を取ろうと思いますが、とはいえ、当初の予定から事務局の提出が遅れたのは4時間です。その後、2日間あったはずですが、これが全く読めないというほどの分量、1冊分とかではないと思うんですね。ですから、そこに関してどれだけ議論しても、全員が必ず一語一句、一致できるというものはございません。時間の関係もありますので、本日決めさせていただきたいと思いますが、そこに関するご異論はございませんか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(籠橋委員)

(答申案ver4は) 今日ここで初めて見たと思います。

(田中参事)

「答申案ver4」は今回初めてなんですけど、基本的に見ていただいている通り、ver3と変わったところは赤字の修正のところですが、皆さんからいただいた意見で、誤字の修正も含めて直してはいますが、大きくはver3で見ていただいている上で今日の議論に臨んでいただけていると思っております。

(三井会長)

よろしいですか。(ver3からは)ほとんど変わっておりません。少し大きく変わっているところといえば、5ページ目のところに皆様のご意見をきちんと入れさせていただいた4行分が大きく変わっている。それ以外はほぼ微修正レベルになっております。先生方お2人(富田委員、大畑委員)はどうしてもご納得いただけませんか。

(大畑委員)

納得できないというか、理解できない部分です。やむをえないっていうのは、もちろん制限がかかっていることはわかるんですけど、受け入れを認めているわけではない、という話をされてるから、そうなのか、という部分で。もし、そうなのであれば、私が案として入れた、「ただし、候補地AおよびB、ともに保全すべきで、答申に埋め立て容認の記述を記すことがあったら」という意見を書きましたが、私はこの内容では埋め立て容認だと思ったから、そう書いてたけど、これも書かない方がいいのかなとか、それも含めてちょっとよく分からない。何かいいものがあればですけど、「やむをえない」という表現が、もちろん制限があると書いてあって、そこはもちろん分かるんですけど、何かいい言葉があれば、逆に言うと、いい言葉があるんだったら、私の「ただし、・・・」という、この言葉も何か変えないといけないのかなとちょっと思いました。

(富田副会長)

私も、「やむをえない」という表現は、杉本さんが非常にいろんな含蓄があって重要な言葉だということをおっしゃいましたが、やはり、受け入れます、というふうに読めてしまいます。ここを少し修正するよい文言は、皆さんの意見を聞きながらで頭がうまく回らないので、今すぐに言葉が出てきませんが、少し変えることができれば、つまり、本当に二つの意見が合わさった形になるのであれば、理解が進む、納得のいく内容になるのかなと思っております。

(三井会長)

ありがとうございます。お2人の先生方から少し歩み寄りの言葉もいただいたということで、今回まだ答申案、「やむをえない」という言葉を少し変更いただくということも含め、先ほど反対があったということをも明記する結論に見えるような形できちんと入れておくというところで、少しバージョンアップさせていただくことでよろしいですか。お時間の方、30分程度はかかるのかなと思うんですけども。

(田中参事)

休憩の間に作業できるように進めてみたいと思います。

(三井会長)

ちょっと長めの休憩になりますが、3時25分に一旦お集まりください。もし早めに事務局の方で対応できるようでしたら、お声掛けさせていただきます。よろしく願いいたします。読む時間がないということであれば、じっくりとお読みください。よろしく願いいたします。

30分間休憩、事務局にて「差し替え1」、「差し替え2」を作成

(三井会長)

再開させていただきます。皆さまのお手元に「差し替え1」と「差し替え2」という資料が配布されております。まずお読みいただく時間が必要になりますが、「差し替え1」の方ですが、7ページ目、「以上のことより」というところで、富田先生からのご意見を入れております。さらに、その下に、「反対する委員が複数いたことを付け加える」としてしております。ただ、どうしても「やむをえない」という言葉の代替的な言葉が時間の関係もあり（難しかったため）、この形にさせていただいております。最後もう1点、8ページ目にも、ご要望としていただいていた「反対した委員が複数いたことを付け加える」というふうにさせていただいております。これが差し替え1です。これは事務局としては当初お話をさせていただいた、一つの案としてまとめていく、ただし、反対の方々のご意見をなるべく反映させていただく形になっております。「差し替え2」は、できれば「差し替え1」でいきたいと思っているんですけども、どうしても合意が見出せない場合に、それだったら両論併記しかない、というご意見がございましたので、それに対応して、今、急遽作っていただきました。なので文章はかなり変わってきてますので、お時間かかってしまい申し訳ございませんでしたが、両論併記の方も今議論させていただきました。少し時間が必要かと思っておりますので、15分程度、時間を取らせていただこうと思っております。皆様の方で、「やむをえない」に代わる代替的などでも良いお言葉を発見された方は、ぜひご教示ください。

15分内容確認

(三井会長)

一定程度お目通しいただきましてありがとうございます。まず「差し替え1」に関して、皆様ご意見はいかがでしょうか。

(富田副会長)

ありがとうございます。私は差し替え2を進めるのが良いかと思ってます。もし差し替え1にするのであれば、ということですが、先ほどから議論になっている「やむをえないこととする」という表現のところですね。ここに関して、例えば、「以上のことより生態系への影響から健全土を受け入れないことが望ましいが、これまでの経緯等もあり、受け入れは、住民や生態系への配慮が十分になされることを条件として可能性を残すものとする。」という表現にすると、全く受け入れない一本槍ではなく、受け入れることも含めて交渉を進めるという余地が生まれるので、いかがでしょうか。

(三井会長)

多分、鈴木委員がこれまでの答申をよくご存知だと思うので、客観的な形でご意見いただけますか。

(鈴木委員)

正直言うと、「やむをえない」ってすごい幅があって、玉虫色の言葉なんですけど、逆に両方を包含してるんで、説明し切るよりは、「やむをえない」ってした方が、両方が分かるんじゃないかっていうのが正直な気持ちです。だから申し訳ないけど、この「受け入れはやむをえない」という表現で相当、包含してるんじゃないかと。正直言うと、文章は全部、反対派の意見がずっと書いてあるんです。無制限ではないとか、国際的な流れだとか、それから、信頼を損ね、極めて遺憾である、とJR東海への批判もきちっと入ってるし、相当数にむしろ反対の人の意見を取り入れて、やむをえないって言ってる部分なので、僕はむしろ「やむをえない」というファジーな言葉の方がいいなというのが、意見です。

(三井会長)

富田先生ご意見ございますか。

(富田副会長)

確かにおっしゃるようなことも理解はしますが、やはり、やむをえないということは、つまり、やむをえないが受け入れる、ということを知った、了承したというふうにとらえます。

(鈴木委員)

受け入れてもいいという前提で交渉するっていうか、そういうことですよ。受け入れるっていうことを承認してるわけじゃない。何度も言うんですけど、受け入れないとは言わない、受け入れないっていうことは言いませんので交渉してください、こういう意味です。

(富田副会長)

行政的な交渉、あるいは文章になじみのない私のような者ですと、受け入れはやむをえないとなると、受け入れることにしたんだなと思ってしまいます。

(鈴木委員)

行政的な言葉とか僕はあんまり得意じゃないんですけど、行政にいるわけじゃないんで。そうじゃなくて、むしろ今までの交渉からすれば、それは十分わかる言葉だと思います、や

むをえないということに対して。決して受け入れてもいいと言ってるわけではないわけですから。

(富田副会長)

例えば、「受け入れることも含んで検討することとする。」では、どうなのですか。こういう言葉遣いについて私はあまり詳しくありませんので失礼しました。

(三井会長)

富田先生、結論としては、これでも受け入れることはできない、ということなんですか。

(富田副会長)

このままと言うことであれば、ちょっと私は受け入れられません。

(三井会長)

その他はよろしいですか。今回、審議会ということですので、多数決で決めるという方向はしたくないと私は考えております。皆さんが一定程度、合意できるところを結論とさせていただきたいと思っております。その上で、今、富田先生の方からはどうしても差し替え1というのは受け入れることができないというお話がございました。多分、お隣の大畑先生も同じかと思われますので、一旦、差し替え1という案、つまり今回この案はなかなか皆さん多くの方が受け入れたとしても、そうではないという意見も尊重したいと思いますが、そちらの方よろしいでしょうか。

そうしますと、差し替え2の方になります。こちらは文章を精査するところはあると思うんですけども、両論を併記するということで、内容について皆様ご覧いただきまして、両論併記ということで、いかがですか。

(岡本委員)

6ページの一冊下の行、「なお、意見①は審議会委員の過半数を占め、審議会の多数意見であった」というところがちょっと納得できないんですが。

(三井会長)

事務局からご説明いただいでよろしいですか。

(田中参事)

先ほど皆様から意見を一通り言っていただいて、その中で小栗委員は確認できていないですが、それも踏まえて、こういうふうだと考えております。意見①、意見②のどちらが多いのか、ということ記載しています。

(小栗委員)

意見②の方が多くないですか。

(田中参事)

意見②の方が多くない、というふうに判断しておりますが。

(小栗委員)

そうではなくて、意見②の方が多いいんじゃないですか、ということです。

(鈴木委員)

誰が意見②なのか言ったほうが良いんじゃないですか。

(田中参事)

では、お名前を言わせていただきます。意見②と言われているのが、大畑委員、岡本委員、籠橋委員、富田委員、能登委員という認識でおります。小栗委員は、後からと言われ、先ほど確認したんですけど、その答えはなかったので分かりませんが。

(小栗委員)

いや、私も意見②ですよ。

(田中参事)

そうしますと、小栗委員が意見②というところで、6人の方がいらっしゃるかなというふうに思っております。

(小栗委員)

手を挙げてもらってはどうか。

(三井会長)

もう今、お名前を具体的に挙げていただいたので十分かと思います。その他ご意見よろしいでしょうか。

(能登委員)

私は、最初の1ページから2ページにかけての文言のところ、どうしてもすっと入っていかない、というか納得できないところがあるので、後で教えていただけますか。

(三井会長)

分かりました。その他、何かご意見ございますか。岡本委員お願いいたします。

(岡本委員)

多数決ではないと言われたわけですよ。なのにどうしてこの1行が入りますか。

(三井会長)

多数決で決めてはいません。ただし、意見の支持数だけ、こちらに記載させていただいております。その他よろしいですか。

(岡本委員)

最後の1行削除をお願いします。

(三井会長)

6ページの、「なお」以降を削除してほしいというご意見ですが、いかがですか。

(瀨瀬委員)

私は意見①の方なんですが、候補地Bは、いわゆる生物多様性とか対外的に考えても、候補地Bは必ず守ってほしいということですので、大きな括りの中の、例えば候補地A、Bともに入れてもいい、というそのカテゴリーの中には入れないということです。むしろ、意見①、意見②の中間というか、そういう立場ですので、こうだって言われるとちょっと納得できないところはございます。

(三井会長)

承知いたしました。その他よろしいですか。今のお話ですと、「意見①は審議会の半数を占め」という形にしておきますか。杉本委員お願いします。

(杉本委員)

私も三井先生の判断がいいと思います。今、事務局から説明があった通りで、これをきちんと書いておくことによって、それなりの意味があるんじゃないでしょうか。それから一つだけ私も考えたんですが、結局、意見の併記案になるんでしょうが、(反対の立場の)5人にとっては、逆に意見、内容が貧弱になっちゃいましたよね。非常に私は残念です。せっかく統合した、五人の方の意見をしっかり入れた最終案があったのに、併記案になって非常に残念です。もう意見はこれで集約されたわけですから、早くこの審議会を進めていただきたいと思います。

(三井会長)

ありがとうございます。田中委員、先ほど手を挙げられていましたが。

(田中委員)

これは併記で決まりということですかね。

(三井会長)

そうですね、今回は多分、どうしても差し替え1では合意が得られない、ということなので、併記で進めさせていただければと思います。併記案に関してのご意見をいただければと思います。

(小栗委員)

6ページが一番下の行、これは削除ですか。それとも残すんですか。

(三井会長)

事務局からご回答お願いします。

(田中参事)

あくまで、2案併記という形には結論としてなりましたが、その中で、どのような構成で意見が出されたのか、というところを押さえておくのも必要だと判断しております。先ほど、三井先生から、意見①が過半数を占める多数意見であった、ということについて問いかげがあったかと思うのですが。

(三井会長)

先ほどの瀨瀨委員は、意見①ではないという表明でよろしいですか。意見②でもないということですよ。

(田中参事)

意見①と意見②は、全て受け入れないという意見②と、それ以外の意見①という括りになっているので、鈴木委員と瀨瀨委員は同じ考え方だと思っています。AとB、両方とも受け入れないという意見ではないと判断しております。このように整理させていただいております。そういった中で、この表現で間違いではないんじゃないかなというふうに思っているんですが。

(三井会長)
瀬瀬委員よろしいですか。

(瀬瀬委員)
はい。

(岡本委員)
これだけ、この1行で意見が違ってるわけですから、削除をお願いしたいと思います。

(三井会長)
こちらの方は、事実が入っていると思われるんですけどいかがでしょうか。

(小栗委員)
私もこれは削除するべきだと思いますよ。

(三井会長)
回答の方お願いいたします。

(田中参事)
理由は何でしょうか。

(小栗委員)
これ本当に過半数なんですか。なんか数字が過半数に達してないと思うんだけど。

(三井会長)
先ほど確認させていただいたように、意見②の方の人数は少なくとも過半数を割っており
ます。

(小栗委員)
本当に半数以上いるのか。

(三井会長)
もう一度、田中参事からお名前を繰り返していただいてよろしいですか。

(田中参事)
意見②の方が、大畑委員、岡本委員、小栗委員、籠橋委員、富田委員、能登委員の6人
になります。

(三井会長)
審議会は14名です。私は中立の立場をとっておりますが、その上で過半数になると思いま
す。

(籠橋委員)
私は前回、この分け方について、①～③に、要するに、瀬瀬さんと鈴木さんの意見を、A
もBもどちらもやむをえないとする意見とは分けるべきだ、という意見を書いたんです。だ
から、受け入れるべきではないっていう意見と、それからBは受け入れるべきではないとい

う意見と、両方ともやむをえないっていう、この三つの意見があると思います。だから三つを書けばいいと思う。

(三井会長)

一旦、前回①と②の意見で皆様に既に意見集約させていただいております。それに関しての修正案というところで、先週、今週の2週にわたってご意見を承りましたが、その時点で、その意見は反映されていなかったと思われま。ご本人である瀬瀬委員と鈴木委員は今のこの形でいかがですか。

(鈴木委員)

基本的には、全面的に否認、いわゆるA、Bともにバツということではない。できる限り減らしてほしい、いろんなどを工夫してほしい、できれば無くしてほしい、という方向ではあるんですけど、意見②ではないということでは、意見①のグループということで理解してもらって大丈夫です。

(三井会長)

ありがとうございます。瀬瀬委員はいかがでしょうか。

(瀬瀬委員)

正確に言えば、今、笹橋さんが言われたように、A、B、Cという3つの括りになるんだらうと思いますが、この意見①、意見②の括りの中でいけば、どちらかといえば、意見①の中に、置き場Bは受け入れない、という項目もありましたので、分けるとなれば意見①だとは思いますが、あえてこのように書きますと、意見①の方が強いと、そういうふうになりますので、できれば意見②の人を尊重するならば、過半数という言葉はなくてもいいじゃないかと、そういう思いです。

(富田副会長)

今、確認していただいたところ、意見②の方が6人で、ご意見を述べられる方が合計で13人いらっしゃるということで、もちろん意見①の方が多いうことは確実だとは思うんですけども、例えば1人と12人とか、2人と11人とか、そういう圧倒的な差ではないので、あえてどっちが多い、ということを書くまでもないかなと私は思います。

(三井会長)

事務局の方でご回答いただけますか。

(田中参事)

審議会にお願いした諮問は、解決するために、JR東海とどういう方向性を持って協議に臨んだら良いか、という諮問をさせていただきました。皆さん自由な意見を出していただいて、最後、意見集約ということで今日やっただいておると思っております。そういったプロセスを踏まえますと、最後の結論として、こういう事実であった、というところを入れることについて、事務局として私の方としては抵抗はないのかなと思っております。

(三井会長)

岡本委員どうぞ。

(岡本委員)

やっぱり、両論併記ということで議論が進んでるわけですから、その言葉通り、両論併記ということは、この1行は不要だと思います。

(鈴木委員)

両論あるんですけど、どっちを背中に背負って交渉すればいいんだ、と町長に聞かれたらどうしたらいいですか。意見①なのか、意見②なのか、どちらを選べばいいんですか。

(岡本委員)

それは町長の判断だから分からないけど、そうじゃなくて、例えばですね、差し替え1の6ページの下から7ページにかけて、非常にこれ偏った見方だと思うんですよ。

(三井会長)

すみません、今すでに差し替え1は無くなりましたので、差し替え2の話でお願いします。しかも、多分、逆に言うと、過半数のご意見ということで、差し替え1の「やむをえない」という一言がどうしても合意形成が得られなかった、残念ながら。それで皆さん譲歩してくださっております。そして、そこに関して、「なお」以降の文言に関しては、思想は一切ございません。事実が述べてある。それに関して削除するということに関しては、多分どちらかがやはり譲歩していく、という必要がございます。いかがですか。

(岡本委員)

そうするとですね、やっぱり話が最初に戻ってしまうんですね。

(三井会長)

歩み寄るというところは、必ず合意形成において必要になってきます。これに関しては、皆さま町を良くしようと思って、この議論で、残念ながら一つの結論には得られませんでしたが、でも、そちらに関しては、基本的に（反対される方が）皆さんどうしても受け入れられない、というところを受け入れたいという半分以上の方が、受け入れをしてくださっています。逆に、この一文に関しては、残した方が、町長がこの多数の意見を背負いながら交渉するということで、それがあった方がいいというご意見が、逆に言うと今度は多数になっている。そこに関して、歩み寄り難しいんですか、という問いかけです。

(岡本委員)

この1行に「受け入れ」（意見①の意向）が凝縮されているわけですね。

(三井会長)

そろそろご意見も出尽くしたと思いますので、もしかすると、差し替え2の言葉に関して、もちょっといい言葉があるかもしれませんので、意味合いは一切変わらない上で少し修正がある。例えば先ほど、富田先生が「主張が折り合えることが困難となった」というところ、「折り合わなかった」とした方がいいのではないかと、いったご意見もあります。もう少し見直すところはあるかもしれない、というところの上で、大筋は差し替え2の案で、皆様、合意を得たというふうに判断してよろしいでしょうか。

それでは二案を併記するという形で、差し替え2の方を本審議会の答申とさせていただきます。よろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、少しだけ修正があるかもしれませんが、趣旨に関しては大きく変わることは決してございません。こちらの方を答申の最終版とさせていただきます。委員の皆様、大変長い時間ありがとうございました。

事務局は来週2月26日（月）以降、清書版を委員の皆様へ展開する準備をお願いいたします。諮問書を受け取りました会長である私から、町長には直接答申をお渡ししたいと思っております。委員の皆様から預かった大事な答申ですので、なるべく早くお渡しできたらと思っておりますが、お時間として、いつ頃がよろしいでしょうか。

（澤田係長）

町長のスケジュールで早めといいますと、28日午後2時以降の時間帯が確保できる状況ですが、いかがでしょうか。

（三井会長）

私は15時にしていただけると助かるんですけど、それ以降であれば何時でも構いません。

（澤田係長）

では、15時で予定をさせていただくような形でよろしいですか。

（三井会長）

はい。大変恐縮なんですけれども、町長のご都合と私の都合で調整させていただきました。ただ、ぜひ皆様、せっかくの機会ですので、よろしければ答申に立ち会っていただければと存じます。

ごめんなさい。もう一点、先ほど能登委員からおっしゃられていた質問を承りたいと思っております。

（能登委員）

答申の1ページと2ページを読みまして、この前も読みましたけれども、どうしても要対策土についてのところですね。例えば、健康被害が出てきたとき、いろいろなものが溶出してきて被害ができたときに、どこの誰が責任を取ってくれるのか、責任の所在がはっきりしていないということです。2ページを見ていただくと、「盛土部の排水が環境基準に適合しなかった場合は、搬入を中止し、原因を速やかに特定し、その原因が要対策土の混入であった場合は、該当部分の土砂を即時撤去する」と書いてあるが、どこを撤去されるんですか。どこか撤去できる場所があるんですか。それから、「排水先の河川に沈殿物や変色が確認された場合は、速やかにその成分を解析し、町を含む関係機関に報告すること」としてあるだけで、報告するだけで、例えば健康被害が出た場合の責任の取り方は誰がするのか、というこのあたりの対策が出されていないので、私はどうしてもなんかすっきりしないなと思っていました。

（三井会長）

補足の説明をいただければと思います。

（田中参事）

まず、1. 要対策土につきまして、まず原則としまして、この審議会の結論は、要対策土は受け入れない、という結論を持っています。まず要対策土は入らない、ということが前提にあるかと思っております。その上で心配だという声に対して、検査の精度を上げるべき、というのを求めていくということがありました。先ほど能登委員のご質問にあった、責任の所在がどうなのかということとか、関係機関に報告したあと、それからその後どうなるのか、ということなんですけれども、これも明らかに排出者としての責任が特定されたのであれば、排出者責任においてやるべきものじゃないかと思っております。そちらも当然の協議交渉になるかと考えています。

(三井会長)

そちらについては、答申に書かなくても、規則等で決まっていますので。

(能登委員)

やっぱり審議会委員に選ばれても、その辺、私達は専門家ではないので、分からないところは、私達に丁寧に説明していただきたい。やはり住民の健康被害が出ては困るから、その辺は明文化していただきたいというお願いです。

(三井会長)

今回に関しましては、こちらの案でいきますが、今の能登委員からの質問に関しては、きちんと議事録に残していただく形で町民の方々にも広く周知する形でしていただければと思います。よろしく願いいたします。そして説明の方、不足しており申し訳ございませんでした。その他はよろしいですか。

以上をもって、第7回発生土置き場計画審議会を終了いたします。お疲れ様でした。

16：40終了